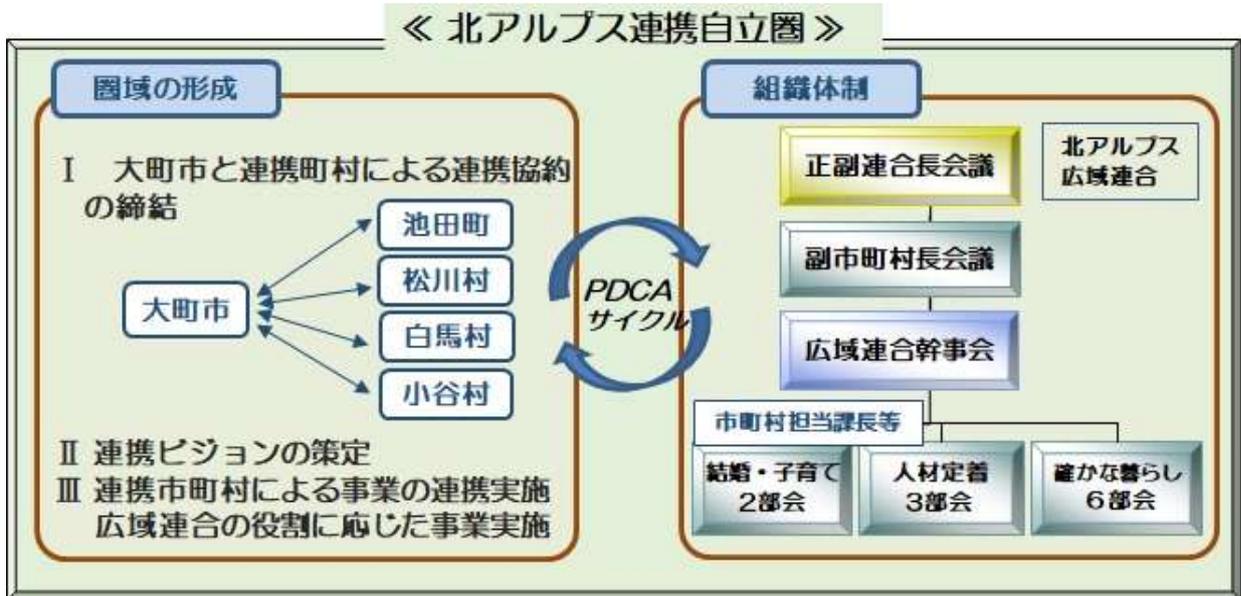


# 平成31年度 北アルプス連携自立圏の取組について



## I 北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約（地方自治法第252条の2第1項）

協議の整った施策分野について、連携市町村議会の議決を経て、大町市長と4町村長が相対で連携協約を締結

（締結：平成28年3月29日、第1回変更：平成29年3月27日、第2回変更：平成30年3月26日、第3回変更：平成31年3月27日）

### ○ 圏域形成の目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むため、圏域全体の地域活性化及び生活機能を確保し、充実させ、圏域への人材の誘導及び定着を促進する。

## II 北アルプス連携自立圏連携ビジョン（連携協約第5条）

連携協約締結後、連携市町村長が協議して策定

（策定：平成28年3月29日、第1回変更：平成29年3月27日、第2回変更：平成30年3月26日、第3回変更：平成31年3月27日）

### ○ 連携ビジョンの概要

#### 1 圏域の状況及び将来像

圏域における課題の解決に向けて、各市町村において総合戦略を核とした取組を行うとともに、「新たな広域連携による地域力の向上と経済・生活圏の形成」を5市町村共通の戦略として総合戦略に位置づけ、個々の資源を活かしながら連携して取り組むこととした。

今後は、連携協約に基づく新たな連携施策に取り組むとともに、広域連合の機能強化を図り、以下の将来像を掲げ、人口流出を食い止めるミニダム機能を目指していく。

圏域の将来像

《多様性を活かした魅力づくりと活力の創出による心豊かな圏域》

《将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域》

2 連携ビジョンの期間

平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間

3 組織・推進体制

連携して取り組む内容及び役割分担については、北アルプス広域連合 広域連携課題別専門部会等において協議する。事業の推進にあたっては、連携市町村及び広域連合が連携・役割分担して取り組むとともに、広域連合は市町村の連絡調整を行うこととする。

なお、連携ビジョンには広域連合が事業主体となる事業についても掲載することとする。

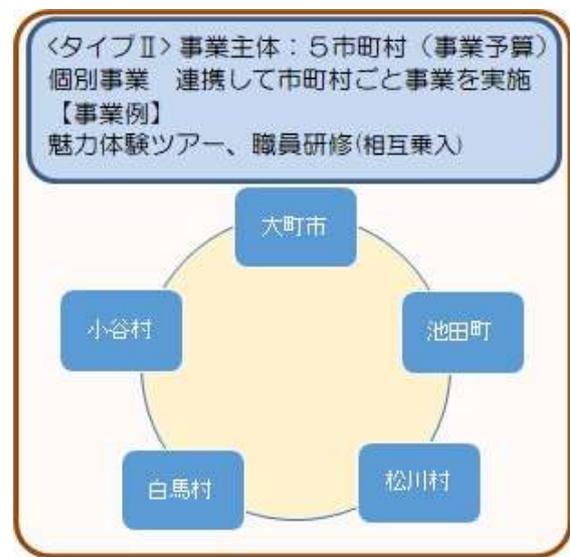
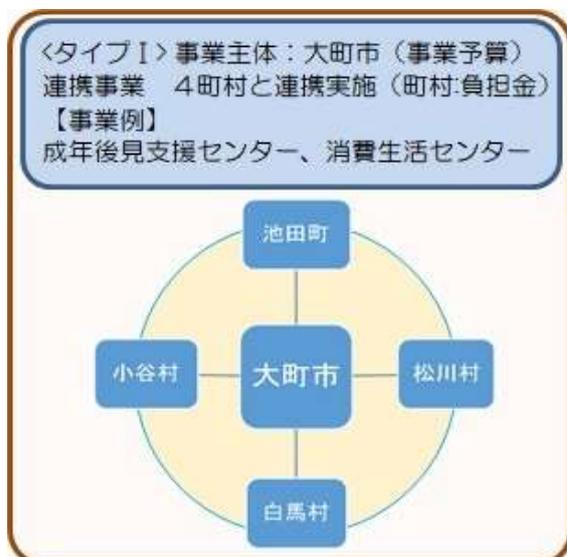
4 連携協約に基づき推進する具体的取組 <平成 31 年度実施予定：9 分野・21 事業>

広域的に取り組むことで効果が期待され、協議の整った事業分野について連携

※表中のアンダーラインは平成 31 年度からの新規事業

分 野	事 業 概 要	事業数
若者交流・結婚支援	若者交流イベントの開催	1 事業
<b>子 育 て 支 援</b>	<b>病児保育の検討・運営</b>	<b>1 事業</b>
移 住 交 流	移住相談窓口の設置、移住セミナー・魅力体験ツアーの開催	3 事業
広 域 観 光	北アルプス地域への旅行商品の造成促進	1 事業
就 労 支 援	新規学卒者等を対象とした企業説明会の開催	1 事業
<b>福 祉</b>	成年後見支援センターの運営、消費生活センターの運営、障がい者相談支援の実施、認知症初期集中支援チームの運営、 <b>在宅医療・介護連携支援センターの運営</b> 、介護保険地域支援事業の検討	<b>6 事業</b>
医 療 ・ 保 健	健康づくり講演会の開催、未就学児眼科屈折検査の実施	2 事業
圏域マネジメント能力の強化	職員研修・交流事業の開催、職員相互派遣、合同調査研究	5 事業
公共施設の利用促進	図書館の相互利用の実施	1 事業

III 事業推進イメージ



※<タイプⅢ>：広域連合が事業主体となり事業実施。事業例：合同調査研究